

北海道地区自然災害資料センター申合せ

平成 24 年 8 月 23 日幹事会承認

(趣旨)

第 1 この申合せは、自然災害研究協議会北海道地区部会（以下「部会」という。）内規（以下「部会内規」という。）に基づき、北海道地区自然災害資料センター（以下「資料センター」という。）の組織及びその他必要な事項を定める。

(目的及び業務)

第 2 資料センターは、部会内規第 3 条第 3 項に基づき北海道大学内に設置するものであり、部会内規第 3 条第 1 項に規程の目的を円滑に遂行することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、北海道地区における自然災害研究に携わる研究者の専門分野、研究経歴、国内外の突発災害調査実績、連絡先等の詳細なプロフィールからなる研究者データベースを作成し、北海道地区の自然災害研究プロジェクトの企画、推進及び取り纏め等を行うとともに、有事にあつては協議会並びに他地区部会及び資料センターと連携し、突発災害調査研究の必要性の検討及び調査研究班の組織作り等に対応し得る研究連絡ネットワークを構築し、これを維持し管理する。

3 前項の成果を社会に公表するために報告書を、原則として年 1 回発行する。

(職員)

第 3 資料センターにセンター長、その他必要な職員を置く。

(センター長)

第 4 センター長は、北海道大学の専任の教授のうちから本申合せ第 5 に記載の運営委員会の推薦により、自然災害研究協議会北海道地区部会長（以下「部会長」という。）が任命する。ただし、部会長との併任を妨げない。

2 センター長は、資料センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。この場合において、継続して 4 年を超えることはできない。

4 任期期間中にセンター長が欠員となった場合は、北海道大学の専任の教授のうちから本申合せ第 5 に記載の運営委員会の推薦により、センター長の業務を代行することができる。この場合において、その代行任期は前任センター長の残任期間とする。

(運営委員会)

第 5 資料センターの重要事項を審議するため、資料センターに運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(利用)

第 6 資料センターの利用を希望する者は、別に定める利用規程に従わなければならない。

(その他)

第 7 この申合せに定めるものの他、必要な事項は運営委員会の議を経て、センター長が定める。

附記

この申合せは、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。